

議案第 4 1 号関係

山陽小野田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

埴生地区の老朽化した公共施設を効率的に整備し管理するため、埴生中学校の南側の敷地に支所・公民館・児童クラブ室を集めた複合施設を建設しており、令和 2 年 1 0 月に供用開始する予定である。

については、新公民館の住所、市民の利用に供する部屋の使用料及びその部屋の冷暖房使用料を定める必要があるため。

2 改正内容

(1) 住所

変更前	変更後
山陽小野田市大字埴生 5 2 5 番地 1	山陽小野田市大字埴生 2 7 5 番地

(2) 使用料の額

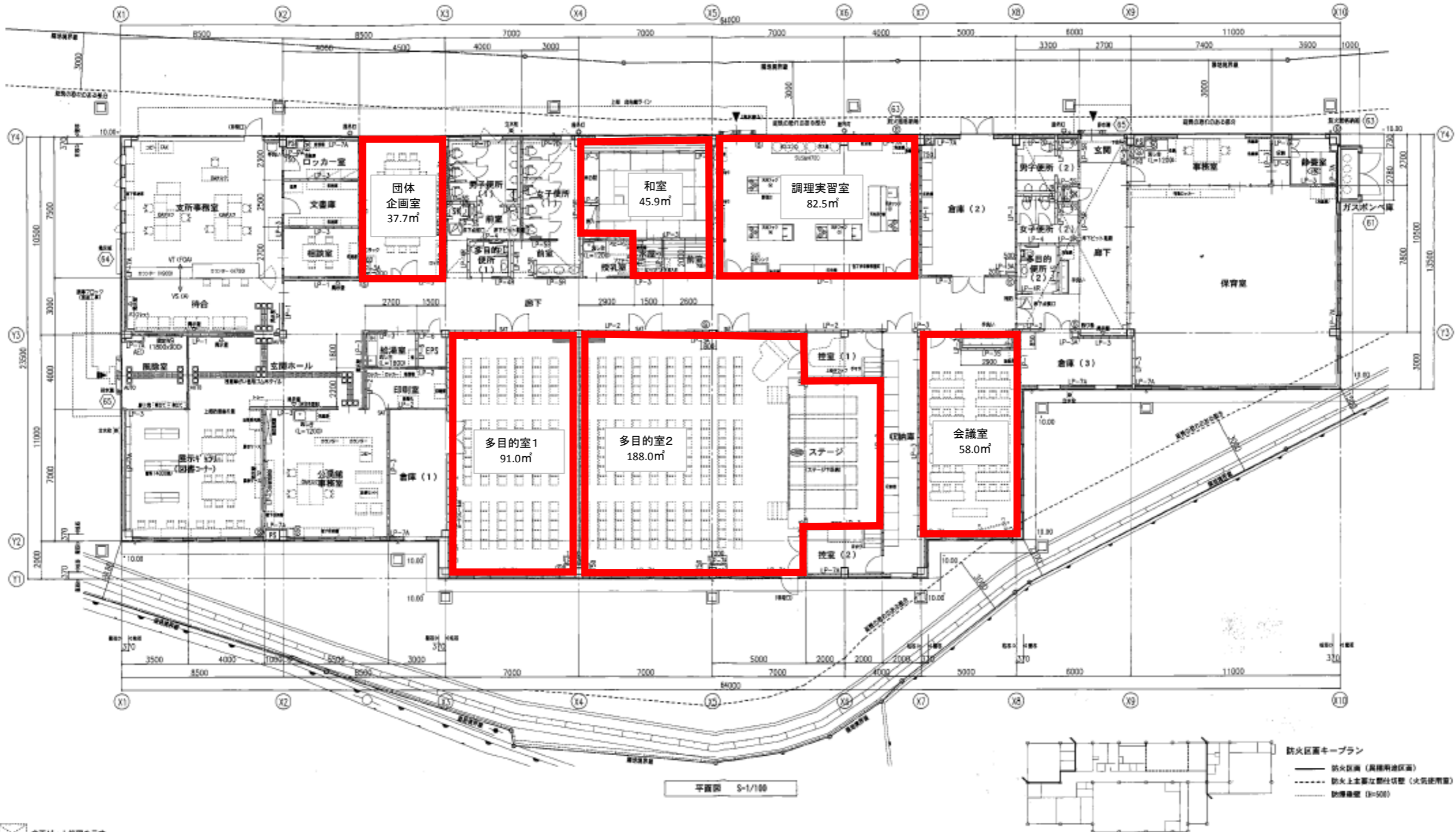
他の公民館の使用料の額を基に部屋の面積に応じて、使用料の額を設定した。

新埴生公民館の使用料（1 時間あたり）

室名	面積	使用料(税込み)	使用料(税込み)	
			冷房	暖房
多目的室 1	91.0 m ²	310 円	270 円	160 円
多目的室 2	188.0 m ²	390 円	490 円	330 円
会議室	58.0 m ²	250 円	270 円	160 円
団体企画室	37.7 m ²	170 円	160 円	110 円
調理実習室	82.5 m ²	310 円	270 円	160 円
和室	45.9 m ²	250 円	270 円	160 円

3 施行日

公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から（令和 2 年 1 0 月施行予定）



平面図 S-1/100

⊠ 床下ピット範囲を示す

敷設GL = TP+10.00m
築上階数1FL = 敷設GL+200 (TP+10.00m)
8M = 敷設GL+464mm (TP+10.464m)

株式会社教育施設研究所 EIKEN CO., LTD. EDUCATION FACILITY RESEARCH INSTITUTE 〒350-0201 埼玉県川越市大宮1-1-1 (株)教育施設研究所 川越事務所	埴生地区公民館建設事業に係る実施設計業務委託 埴生地区複合施設建設事業 (埴生公民館工事)	平成33年 2月
		SCALE: 1/100 SHEET NO.: 05